令和6年4月1日から請求書への押印が省略できるように なりました。

小樽市が発注する物品の購入や工事・委託等に係る請求の際には、これまでは請求書に代表者印の押印が必要でしたが、令和6年4月1日以降に発行される請求書は押印を省略できるようになりました。

## ● 押印を省略する際には、請求書に次の事項を記載してください。

- •請求年月日
- ・債権者の住所・氏名・振込先口座
- ・請求金額及びその内容
- ・請求書の本件責任者氏名及び連絡先(電話番号)
- ・請求書の発行事務の担当者氏名及び連絡先(電話番号)
- ・「本件責任者」は、代表取締役又は支店長や営業所長など、請求書発行 の責任者です。
- ・「担当者」は、請求書の発行・送付等を担当する方です。
- ・本件責任者と担当者が同一の場合は、担当者欄に「同上」と記載して構いません。

## ●その他

- ・これまでどおり押印のある請求書を使用することができます。
- ・請求書に必要な要件を満たしていれば様式は問いません。
- ・債権者番号を記載した場合は振込先口座の記載は省略可能です。 ただし、口座が複数登録されている場合は記載が必要です。
- ・押印を省略した請求書は電子メール(PDFファイルのみ)で提出していただいても構いません。なお、添付ファイルは請求書1件に付き1データとしてください。
- ・詳細ついては、「請求書の押印省略に関するQ&A」を御参照願います。

お問い合わせ先

会計課審査係

TEL: 0134-32-4111 (内線205・228)